

8	情報公開体制について
	【質問】 前回総長選で質問した公益通報のなかった名和前総長の解任も含め、法人化以来の研修医への手当不払い・敷地内薬局の入札・職員宿舎の廃止や跡地利用などの経緯や対応について教職員に十分な説明があったとは言えません。また、障がい者の雇い止めや学生・教員に対するハラスメントなどについても一部の教職員に都合の悪い情報を公表せず、被害が拡大し、マスコミに報道され、北大の名誉・信用を失墜させた事例が複数見受けられます。現状の北大の情報公開の姿勢は不十分だと考えますが、今後どのような施策を取るつもりかお聞かせ願います。
	【回答】 情報公開につきましては、法の趣旨に則り適切に対応しているものと考えています。 ご指摘のような新聞報道などにより本学の名誉や信用を失墜させるような事案につきましては、執行部としても正確な事実の把握に努め、各部局長と連携し、部局自治の観点も踏まえつつ、適切な公表、改善を促すなど、対応してまいりたいと考えています。 一般論で言えば、大学にとって、<u>負の情報、reputation を損なうような情報の発信については、大学のガバナンスに関わるという認識を持っています。不祥事（論文不正なども含めて）、ハラスメント案件、事故案件は、適切に発信すべきものですが、good news と比べて、事前の調査や案件の複雑な背景の調査に慎重を期すべきものであること、不適切な対応をすれば、この SNS 全盛の現代社会において、深刻・重大な二次被害を多くの関係者に引き起こすことも十分に考慮したいと思います。</u> <u>急速な SNS の拡大社会において、大学の負の情報について、これまで、広報（Public Relation 機能）が十分に対応できる経験値、方針がなかったことは、私も認識しており、今後、負の情報は、発信だけでなく、収集能力も高める制度設計が必要があると思います。</u>